平成十九年二月

## エネルギー機構の設立に関する協定の説明書イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合

外

務

省

目	

次

Ξ		2	1	-	
拹	拹			概	
協定の実施のための国内措置	協定の主要な内容	協定締結の意義	協定の成立経緯	説	
の宝	の主	<i>正</i> 締	ルの	÷	
施	一要	結	成	÷	
の	な	の	立	÷	
ため	内家	意美	経結		
の	:	<del>我</del>	₩ <u></u>		
玉		-			
内世				÷	
宿置	ł		÷	-	
-	÷	÷	÷		
÷	÷	1	÷	÷	
1	-	÷	÷	-	
÷	÷	-	÷	÷	
÷	1	1	1	÷	
-				-	
÷	-		÷	-	
	-				
-				÷	
		-		-	
-	-	-		÷	
:	-			÷	
:			-	:	
-	-			1	
÷	-		-	÷	
÷	-	1	-	1	
		-		-	
-				-	
-					
		-	-		
	-				
-					
				-	
-		÷			
		-			
		-			
				概説	^°
	:	:	:	:	へージ
五	<u> </u>		<u> </u>		ジ

概説

1 協定の成立経緯

- (1)な見地から検討が開始された。 昭 和六十年十一月の米ソ首脳会談において、核融合の平和的利用に関する国際協力の重要性が確認されたのを発端として、 平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業については、 技術的
- (2)力共同体 設立する協定を作成することを主眼とした政府間協議が開始された。 平成十三年七月、イーターの基本設計に関する報告書が取りまとめられ、 (以下「ユーラトム」という。)、日本国政府及びロシア政府の間でイーター事業の共同による実施のための国際機関を 同年十一月、 同報告書を受けてカナダ政府、 欧州原子
- (3) の の 前提としていたカナダ政府が政府間協議から離脱した。また、平成十七年六月の第二回イーター閣僚級会合において、 建設地がフランスのカダラッシュに決定し、 平成十五年には米国政府、 中国政府及び韓国政府が新たに政府間協議に参加した一方、イーターの誘致をイーター事業への参加 同年十二月にインド政府が新たに政府間協議に参加した。 イーター
- (4) 級会合でこの協定の案文につき原則合意に至り、 国政府、 その後、 韓国政府、 集中的に政府間協議や専門家会合が行われ、平成十八年五月二十四日にブリュッセルで開催された第三回イーター閣僚 ロシア政府及び米国政府の代表者によりこの協定の署名が行われた。 同年十一月二十一日にパリにおいて、ユーラトム、中国政府、インド政府、日本

2 協定締結の意義

並びに環境問題等の地球規模の問題の解決に寄与するものであり、これらの観点からも、我が国がこの協定を締結することは有意義 可能性を証明することを目的としており、 我が国にとって重要な意義を有している。 協定により、 我が国は、 国際機関であるイーター国際核融合エネルギー機構が設立され、 従来から、 イーター工学設計活動等を通じてイーター事業の早期の実施に向けて積極的に貢献を行ってきている。 また、イーター事業は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現 同事業の成功は、 持続的な核融合による発電の実現及び将来の有望なエネルギー源の確保 イーター事業の共同による実施が可能となることは この

である。

二 協定の主要な内容

おりである。 この協定は、 前文、本文二十九箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す二の附属書から成り、その主要な内容は、 次のと

協定本文

(1) イーター国際核融合エネルギー機構の設立(第一条)

ン ス共和国ブシュ・デュ・ローヌ県サン・ポール・レ・デュランス市に置く。 この協定によりイーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)を設立し、イーター機構の本部は、 フラ

(2) イーター機構の目的(第二条)

事業であるイーター事業について、 イー ター機構は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とする国際的な 加盟者間の協力のための措置を講じ、及びこのような協力を促進することを目的とする。

(3) イーター機構の任務(第三条)

励すること、核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること等を任務とする。 イー ター機構は、 イーター施設の建設、 運転、 利用等を行うこと、研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨

(4) 法人格(第五条)

するものとし、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。 イーター機構は、 国際法上の法人格 (国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。イーター機構は、 法人格を有

(5) 理事会(第六条)

規定している。 イーター機構の主要な内部機関である理事会は、 加盟者の代表で構成されること及びその権限、 任務、 意思決定方式等について

(6) 事務局長及び職員(第七条)

イーター機構を代表する事務局長は、 五年の任期で任命されること及びその責任、任務等並びにイーター機構の職員の任命等に

(11) (10) (9) (8) (7) (13) (12) る。 る。 る。 地事務所を受け入れる。 0 ついては、 責任 情報及び知的財産(第十条) いて規定している。 現地事務所 (第十三条) 特権及び免除(第十二条) 接受締約者は、 イーター建設地に対する支援(第十一条) イーター機構の資源(第八条) 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護(第十四条) 1 イー イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、 イーター機構等は、各加盟者の領域内において、 イーター機構及び加盟者は、情報及び知的財産の最大限に広範な、 イーター機構の契約上の責任は、 ター機構は、 ター機構の資源は、財政上の貢献、 (第十五条) 理事会が承認する賠償に関する措置の詳細等に従い適切に賠償し、又は他の救済措置をとること等について規定してい イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援を提供し、又はこれが提供されることを確保す 公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、 関連する契約中の規定によって規律されること、 財政上の貢献以外の貢献等から成り、 その任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。 かつ、 放射線からの保護等に係る接受国の関係国内法令を遵守す 適当な普及を支援すること等について規定している。 イーター機構の任務を遂行するためにのみ使用す イーター機構は、 契約上の責任以外の責任に 各加盟者は、 現

る。

Ξ

(17) (16) (15) (14) (19) (18) 者は、 び第十二条5に規定する通報を受領した後三十日で効力を生ずる。 ルガリア、ルーマニア及びスイスに適用する。 ている。 の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならないこと、 とができる。 Ļ 後三十日で効力を生ずる。 廃止 この協定は、中国、ユーラトム、インド、日本国、 効力発生(第二十二条) ユーラトムへの適用(第二十一条) 平和的利用及び不拡散(第二十条) 国際協力(第十九条) 加入(第二十三条) この協定は、 いずれの国又は国際機関も、 イーター機構及び加盟者は、物質、装置又は技術を平和的目的のためにのみ使用すること、物質、装置又は技術を核兵器その他 イーター機構は、イーター機構の目的を促進するため、 イーター機構は、イーター施設の廃止に備えるための基金を設立すること、イーター施設をイーター機構と接受国との間で合意 及び必要に応じて改定する状態にすること等について規定している。 自己の輸出管理又は関連法令に反して物質、装置又は技術を移転することを求められるものではないこと等について規定し (第十六条) ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用し、ユーラトムの核融合計画に参加するブ 理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入することができる。 韓国、ロシア及び米国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の 他の国際機関等と協力し、及びそのための協定又は取決めを締結するこ 加入は、 寄託者が加入書及 加盟

(20)

有効期間及び終了(第二十四条)

四

Ŧī.

1 いる。 この協定を実施するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなって

2 この協定の締結により、我が国は、イーター機構に対し、財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献を行う義務を負う。

六